

一般質問通告書

1 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 10 月 17 日

質問者 真鶴町議会議 3 番 堀 杏奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 1 公共交通について

町民の移動手段の確保は、生活の根幹に関わる大切な問題です。

真鶴町の高齢化率はすでに50%を超え、運転が難しくなる方も増えています。

「本当は免許を返納したいけれど、移動手段がなくなるから返せない」という声も多く伺っています。

買い物や通院、駅までの移動に不便を感じている町民も少なくありません。

また、観光客や移住・定住を希望される方からも、「駅から主要施設へのアクセスが不便」「乗り継ぎが悪く利用しづらい」とのご意見をいただいています。

町の将来の人口維持や観光振興を考える上でも、公共交通の利便性向上は大きな鍵です。

第五次総合計画で掲げられている“ウォークアブルシティ”の実現にもつながる、具体的な施策が必要だと考えます。

そこで、以下に挙げる4点について町の見解を伺います。

1-1 以前の本会議で「バスの路線は来年度に変更予定」とのご答弁がありました。

来年度のいつ頃、どのような変更を予定されていますか。

真 鶴 町

1-2 同じく、小型車両の導入検討については進捗はいかがでしょう。

いつ頃、どのような形で導入をお考えでしょう。

1-3 路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎの悪さについて、改善の考えはありますか。

既存のバス事業との関係も含めてお聞かせください。

1-4 県内では大井町や松田町などで、予約型の「デマンド交通」を導入しています。

真鶴町でも、こうした仕組みの導入予定はありますか。

一般質問通告書

2 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 10 月 17 日

質問者 真鶴町議会 3 番 堀 杏奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 2 停電の防止及び空き家・空き地の管理について

近年、町内では停電が相次いでいます。

本年度はすでに9件の停電が発生しており、そのうち4回は1000軒以上の世帯に影響が出ています。その多くが、民有地の樹木が電線にかかって切断されることによるものと伺っています。

民有地である以上、町が直接手を入れるのが難しいことは理解しておりますが、これは真鶴町の空き家・空き地の問題とも密接に関係していると感じています。

町民の方からは、

「“美の基準”の町と言いながら、樹木の管理が行き届いていない」

「電線にかかる枝葉が多く見られる」

「こう停電が多くては安心して暮らせない」

といった声を多くいただいています。

町民の生活に直結する課題として、町としても何らかの対応を取るべき時期に差し掛かっていると言えるのではないのでしょうか。

そこで、以下の2点について町の見解を伺います。

2-1 民有地の樹木について、管理が十分でない場合、町として所有者にどのように対応されていますか。

2-2 また、町有地についても同様に、管理が行き届いていない箇所が見受けられます。

町有地の現状の管理状況と、今後の維持管理の方向性についてお聞かせください。

一般質問通告書

3 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 10 月 17 日

質問者 真鶴町議会 3 番 堀 杏奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 3 子育て支援の空白地の補完について

町や民間団体の積極的な取り組みにより、小学生以降の子どもたちの居場所づくりは進み、町内のあちこちで元気な声が聞こえるようになってきました。

未就学児の子育て支援においても、新しくなった「まなっこひろば」など素晴らしい取り組みがあります。

一方で、「保育園に入れない」「子どもを育てながら働きに出るのが難しい」といった切実な声も多く、支援の枠からこぼれ落ちてしまっている部分がまだあるように感じています。

真鶴町では、我が子の生まれた令和2年の出生数17人からさらに減少傾向が続き、少子化が深刻です。町の人口を維持し、持続可能性を高めるためにも、子育て世代の流入を促す新たな施策が求められています。

移住・定住を新たに希望する子育て世代の多くは、近くに親族がいない核家族です。

そのため、最も重視されるのは「子育て環境への安心感」です。

この安心感をつくるには、支援の空白がない、切れ目のない子育て支援の体制が重要だと考えており、特に未就学児の子育て支援に注力すべきではないかと感じています。

現状を整理させていただくと、

共働き家庭のお子さんの預かりについては、町内に定常的な保育施設がありますが、両親ともに

真 鶴 町

定時勤務で働くというケースには十分に対応できていません。

臨時的に働きたい保護者の方については、派遣型の保育をお願いするという方法もありますが、地理的な制約に加え、費用が高額なため、私自身も利用を見送った経験があり、現実的には利用のハードルは非常に高いと感じています。

また、共働き家庭が増え、両親のどちらか、あるいは両方が土日に勤務するというケースもあると伺っています。

そこで、私が「支援の空白地」だと感じている点について、町のご見解を伺います。

3-1 両親ともに遠方で働くことができるような「延長保育」にあたるサービスの導入予定はありますか。

3-2 臨時的に働きたい方が利用しやすい「一時保育」や、土日祝日に働く保護者にも対応できる「休日保育」の代替となるようなサービスの導入予定はありますか。

3-3 未就学児の子育てで最も困るのは、子どもが体調を崩したときの対応だと感じています。親族が近くにいない場合、元気なときなら友人や知人にお願いすることも考えられますが、病気のとときには難しく、預ける側・預けられる側ともに心理的な負担も大きいものです。

それでも「できれば家で見たい、でも今日だけはどうしても無理」という状況も生じます。

このような場合に利用できる「病児保育」の導入について、検討状況をお聞かせください。

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 10 月 17 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 村田知章

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 災害に強い町について

1) 停電に強い町

町民からいただいたご意見を元に質問させていただきます。

真鶴では停電が頻繁に起こっています。その原因が「電気設備への樹木等の接触」が多いそうですが、町として停電の原因を把握していますでしょうか。その対策を教えてください。

2) 豪雨に強い町

近年、集中豪雨による被害が増えてきています。

排水溝の不整備による排水処理能力の影響もあると思います。

排水設備の強化と共に、普段からの排水溝の整備状況について伺います。

3) 備蓄に強い町

9 月 27 日に今年も防災訓練がありました。備品を見て、何人もの方がびっくりされていました。それは医薬品などの消費期限が切れたものがたくさんあったからです。さすがに備蓄食料には消費期限が切れたものは見かけませんでしたが、傷薬、カットバン、子ども用の塗り薬な

真 鶴 町

ど、何年も前に使用期限が切れたものがありました。酷いものだと20年を超えています。救急箱自体に書いてある使用期限が切れている物もありました。これでは、いざという時に役立ちません。備蓄の総点検を定期的にする考えはあるかをお聞きいたします。

一般質問通告書

2 / 2

令和 7 年 10 月 17 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 村田知章

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 お散歩ゴミ拾いについて

町民からいただいたご意見を元に質問させていただきます。

「お散歩ゴミ拾い専用ゴミ袋の配布と回収拠点の整備」についてです。町民や観光客が町歩きをしながら気軽にゴミ拾いができる環境を整備するものです。概要といたしましては、ゴミ拾い専用のゴミ袋の配布と、回収拠点の整備です。これにより環境美化を進めるとともに環境美化意識を高めることが期待できます。

同様の取り組み事例として、鎌倉市のクリーンアップキャンペーン、葉山町の HAYAMA BEACH CLEAN、沖縄県のビーチクリーンアップ大作戦などがあります。

当町でも公益財団法人かながわ海岸美化財団とともに海岸清掃活動を行って成果を上げておりますが、日々の日常でも誰もが気軽に参加してゴミ拾いができる環境を整えるものです。

町として町民のご提案を採用していただく意思があるかどうかを伺います。

真 鶴 町

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村 勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

選挙管理委員会委員長

表 題

選挙管理行政におけるコンプライアンスとガバナンス確立について

先に行われた令和 7 年 9 月 21 日執行の真鶴町議会議員選挙において、選挙管理委員会の書記長が公職選挙法の間違った解釈により、候補者が翻弄されてしまうという事案がありました。選挙管理委員会とは地方自治法に基づき、選挙が公正・適正に行われるように選挙に関する事務を管理する機関であります。真鶴町は過去も選挙においての不正や問題が頻発し、町政を混乱させている経緯もありますが、選挙管理委員会が適正に選挙事務を管理できているのか質問いたします。

1、この町議選期間中において選挙管理委員会の書記長が、選挙中朝 8 時前にタスキをつけているのは大丈夫なのかと候補者に尋ねてきた事案がありました。私が公職選挙法を確認して選挙管理委員長に抗議文を出したところ、選挙期間中に全候補者に対して「選挙中朝 8 時前にタスキをつけている事は問題ない」とする通知を出すなど異例の事態となりました。こちらを選挙管理委員会委員長はいつの時点で把握し、どのような対応をされましたか。時系列でご説明ください。

真 鶴 町

2、選挙管理委員長として、この事案が起こったことについての所見、認識、今後の改善策についてどう考えるか。当該発言は町行政手続条例第30条に基づく行政指導なのか、当該職員個人の発言なのか、根拠を示してご説明ください。

個人の発言だとすれば、地位を利用した非違行為であり、地方公務員法上の信用失墜行為と考えますが、懲戒処分・注意等が行われたのか、伺います。

3、公職選挙法違反と思わしき事例が確認された場合、選挙管理委員会としてはどのような対応をすることとなっているのか。指導監督について差異があるとしたら、どのような判断基準となっているか。

一般質問通告書

2 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村 勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題

真鶴町で議選監査委員が廃止され、識見監査委員 2 名となった経緯について

改選後の臨時会において、真鶴町はこれまで監査委員を議員選出監査委員と識見監査委員の 2 名体制でしたが議員選出監査委員を廃止する条例を制定しました。この廃止に至る経緯の中で、議員選出監査委員の議会総意での青木健議員への推薦が決まっていたところ、行政側からの「論点ペーパー」が示され、最終的に一転し議員監査委員が廃止される事態となりました。行政側から出された論点ペーパーを入手しましたが、こちらの作成経緯についてお伺いします。

1、論点ペーパーの作成者は誰ですか。なお、作成に関わった方が複数名いるのであれば、その作成者を全て教えてください。

2、「職員ら」から提出されたとされる論点ペーパーですが、最終的に町長がこの内容に同意して、議会側に伝えるに至ったと思われます。町長の考える「高潔な人物」というのはどのような人物でしょうか。

真 鶴 町

3、地方自治法に明記される「高潔さ」は、議員監査委員対してではなく、識見に対してのみ求められると解釈いたしますが、町長のご所見をお伺いします。

4、神奈川新聞にて報道されたこの論点ペーパーを私が情報公開請求した際に町長より「職員の負担になるので、情報公開請求ではなく、直接聞いてほしい。」として、情報公開請求を取り下げる様に言われました。それならば、と私は情報公開請求を取り下げ、直接町長より職員を介して論点ペーパーをお渡しいただきましたが、情報公開請求の事務は地方自治体の根幹的事務であり、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）においても国民への説明責務を果たし、公正で民主的な行政の推進に資するとしております。当たり前の如く全国で行われている事務が、真鶴町では職員の負担となってしまう現状を大変危惧しておりますが、真鶴町の職員の業務は適正に行われているのでしょうか。ご所見をお伺いします。

5、（質問項目）4につき、執行部として今後改善する余地があるのであればそれをお伺いします。

6、町長は監査委員にどのような役割を求めておられるのか、ご説明ください。

7、地方自治法は監査委員を独任制執行機関としていますが、独立性の担保について、ご所見を伺います。

8、地方自治法第199条第6項は町長の監査命令権を定めていますが、どのようなときに監査を命じるのか、監査委員は町長の下請け機関ではないと考えますが、町長と監査委員との関係性につき、ご所見をうかがいます。

9、地方自治法は、町民50分の1の連署による事務の監査請求や財務会計行為にかかる住民監査請求という町民の直接参政権を定め、これらの請求先を監査委員としています。監査委員は監査の実施の是非を含めて合議により判断するとされていますが、特に事務監査では当該事務の是非について政治的判断が求められることが想定され、住民監査請求では財務会計行為の違法だけでなく不当についても判断が求められます。このような町民参加に基づく判断に民意を受けた議員も監査に加わらなくてよいのか、町長のご所見をうかがいます。

10、町長が選んだ識見監査委員だけで実施される監査にどのように町民の意思を反映されていくのか、例えば公募制のような手法を考えないか、町長のご所見をうかがいます。

一般質問通告書

3 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 木村 勇

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題

真鶴町役場における各種ハラスメントの防止等に関する規定
の運用状況について

「真鶴町職員のハラスメントの防止等に関する規程」によれば、全ての職員が個人として尊重され、働きやすい職場環境を実現するため、職場におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し必要な事項を定めるもの、とされています。

同規定では、ハラスメントとは、性的な言動及び性別による役割分担をすべきとする意識に基づく言動いわゆるセクハラ、職務上の地位及び人間関係における職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職員に精神的又は身体的に苦痛を与えるいわゆるパワハラ、妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児、介護又は不妊治療を理由として、当該職員の人格、尊厳等を侵害する言動、中傷、風評の流布による人権侵害で、職場環境を悪化させる嫌がらせの総称をいうとされています。

1、この規程制定以降、職場でハラスメントと思われる疑い事案か、それに類する事例はあったか。どのように対応したか、解決はされたのか

真 鶴 町

か。

2、職場におけるハラスメント防止のための仕組みづくりについて、現状、成果と課題、今後の取り組みについての所見は。

3、規定では、町長は、ハラスメントの防止等を図るため、全ての職員に対し必要な研修等を実施するよう努めなければならないとされているが、研修会の実施実績及び研修計画はあるか、内容につき伺う。

4、同規定では、ハラスメントに関する相談等に対応するため、人事主管課にハラスメント相談窓口を設置するとされているが常設か否か、組織体制について伺う。

5、相談窓口の相談員は、ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントに該当するおそれがある、又はハラスメントに該当するか判断しがたい事案についても相談等を受け付けるものとする、とされているが主体的に調査、働きかけ等のアウトリーチはあるのか。相談者のプライバシーの確保、二次被害の防止はどのように取り組まれるのか。

6、ハラスメントの相談等に対し、ハラスメント対策委員会を設置する、とされており、委員は、副町長、教育長、人事主管課長、人事主管課職員担当係長、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命するとなっているが、これら全ての者の任命権者は町長であり、職務上の地位及び人間関係における職場内での優位性に関わる利害関係人であり、事実関係について公正な調査や審議が得られるのか実効性に疑念がある。弁護士等の専門的視点は取り入れないのか。町長の所見は。

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 齋藤 伸子

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 物価高の続く現状に対する町独自の対応策について

今年 5 月、日本共産党真鶴支部は、町民のみなさんを対象に暮らし向きについてのアンケートに取り組みました。115 名のご回答をいただき、暮らし向きが苦しくなった・どちらかと言えば苦しくなったという世帯が 65, 3%ありました。理由の一番が物価高騰、そして町政に望むことの一番も物価高騰対策でした。町独自の対応策を望む声が高まっていると受け止めました。

(1) 高齢者・ひとり親・障がい者世帯に電気、ガス、などの光熱費補助ができませんか

(2) 町内に居住権を持つ全世帯に、お米券配布は、できませんか

(3) その他、町で考えられる物価高騰対策についておたずねします

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会議員 1 番 齋藤 伸子

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長 ・ 教育長

表 題 地域図書館としての「まなづる図書館」について

平成 16 年「情報センター真鶴」の開館に伴いまなづる図書館は中心施設として町民の文化教養を高める機能を立派に果たしてきました。しかし、今「まなづる図書館」が、このまま存在できるのか町民や関係者を悩ませている状況があります。

それは、まだ検討中の公共施設統廃合計画の流れとこれも検討中のはずの役場移転計画の進行が絡まってどのように進んでいくのか不透明になっているためと思われます。以下、地域図書館としての「まなづる図書館」の果たしてきた役割について確認しながら、これからの図書館を考えていくための質問をいたします。

(1) 蔵書数・利用者数などを基に地域住民にどれだけ役立っていたか伺います。

(2) 役場移転計画はいつからどの組織で話し合われてきたのか、町民の意見はどこで表明できるのか伺います。

(3) これからの地域図書館の在り方について伺います

(4) 一般質問通告書

1 / 3

次のことについて、会議規則第61条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 5 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 山崎佳奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 民泊について

県下では900施設を超えていますが、現在、真鶴町に幾つの民泊があるか把握していますか。これまでに近隣住民からのトラブルの報告はありませんか。

真 鶴 町

一般質問通告書

2 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 5 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 山崎佳奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 移住促進について

少子高齢化の進行により今後、日常生活に必要なサービスが益々縮小、もしくは撤退が進むことが予想されます。移住体験からの働く場の創生と定住は実績があり、真鶴町でも人口減少対策を実施しています。しかし、より一層の積極的な対策が必要と考えます。子育て支援拡充、教育移住や観光資源を活用した政策を検討していますか。

一般質問通告書

3 / 3

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 5 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 山崎佳奈

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

・ 教育長

表 題 学校給食について

学校給食法第 4 条により、義務教育諸学校の設置者の任務として、学校給食が実施されるように努めなくてはならないとあります。ここ数年のランニングコストは、年々上がっています。来年度、中学生への給食が始まった時のランニングコストは想定していますか。

また、給食援助費を町が出していますが、近年、人件費、食材費が高騰している中、これまでの給食費で十分な量と質を保つことは可能でしょうか。

一般質問通告書

1 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会 議 6 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 真鶴町職員採用の現状について

現在、地方自治体の採用につきましては受験者数の減少、倍率も社会情勢に応じて特異な変動を見せた年度を除き概ね右肩下がりの傾向にあると承知しています。

その中でも、真鶴町を含む規模の小さい自治体においてはその影響を強く受けているものと考えます。

その中で、真鶴町における採用方針、戦略、施策について以下を伺います。

- ・ 人員数、組織体系についてどのような目標を設定し採用活動を行なっていますか。
- ・ 公務員採用において真鶴町では逆風とも言える状況の中、どのような人員の獲得を目指しているか、またそのための戦略はどのように考えているか、実際に行なった施策などもあれば併せてお答えください。
- ・ 真鶴町では地方活性化企業人制度の活発な利用が行われておりますが、その人選から採用までがどのような手順で、どのような目的を持って行われているかをお教えてください。

真 鶴 町

・最後に、真鶴町の職員採用における具体的な方策の一つとして求人サイトの利用が現在行われていますが、実施するにあたりどのような成果を目論んでいるのか、またどのような運用を今後行なっていくのか、導入の経緯と合わせてお答えください。

一般質問通告書

2 / 2

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 7 年 11 月 4 日

質問者 真鶴町議会 6 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 天野 雅樹 殿

答弁を求める者

町長

表 題 真鶴町における保育政策の理想像と現状について

真鶴町におきましては私立の保育園が2園、公立の幼稚園が1園あり、常日頃真鶴町の未就学児を持つ家庭を支えていただいております。その中で真鶴町における保育について以下を問います。

- ・現在真鶴町において待機児童は発生していますか。
- ・真鶴町における児童を預けることが可能な時間帯についての現状と需要に対する本来あるべき姿についてどのように考えますか。
- ・小林町長は以前、SNS 等にて「教育移住」について言及をされておりましたが、実際に教育移住が活発になった際の受け皿として現在の未就学児受け入れ数は充足していると考えていますか。